

(表)

収入印紙

請 書

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
請負代金額	¥— (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
契約保証金	免除 (大牟田市契約規則第23条の2第6号の規定による)

上記により、大牟田市契約規則、裏面の条項の規定及び関係書類承諾のうえお請け
します。

令和 年 月 日

大牟田市長 宛

住 所
組 織 名
代表者氏名

印

(裏)

- 1 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。
- 2 私の責任において、工（納）期の遅延をしたときは遅延損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金にこの請書の提出の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率の割合で計算した金額を納入します。
- 3 私がこの契約に関して刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の罪を犯したこと、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第一号の規定に違反する行為を行ったこと、又は同法第7条の2第1項（第8条の3において準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を受けるような行為を行ったこと（以下「談合等の不正行為を行ったこと」という。）が明らかになったときは、当該談合等の不正行為を行ったことにより大牟田市に生じた損害の賠償として、契約金額の100分の20の金額を支払います。この契約を履行した後も同様とします。
- 4 大牟田市に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、大牟田市が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。
- 5 私が次の各号のいずれかに該当する旨、福岡県警察本部等から大牟田市に対し通知があったときは、契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、大牟田市にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として大牟田市に契約金額の100分の10の金額を納入します。
 - (1) 役員等（請負者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、請負者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団または暴力団員等であると認められるとき。
 - (2) 暴力団員等であることを知りながら、暴力団員等を雇用し、又は利用しているとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (7) 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用したとき、又は暴力団若しくは暴力団員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が(1)から(7)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (9) 請負者が、(1)から(7)までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（(8)に該当する場合を除く。）に、発注者が請負者に対して当該契約の解除を求め、請負者がこれに従わなかったとき。
- 6 前項各号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

請 求 書 (一般)

請求番号

金 額

(頭に¥を入れる)

令和 年 月 日

大牟田市長あて
上記の金額を請求します
ただし、内訳のとおり

〒 -

住 所

(法人名)

氏名(代表者)

担当者

電話番号

内 訳

受取方法 1. 現 金
2. 口座振替(当市に債権者登録をしていない方及び複数の口座を登録している方は下記も記入してください。)

請求書受付

金融機関名

銀行

本店・支店

預 金 種 別

普通・当座

口座番号

フリガナ

口座名義